

福岡市フードドライブ物品等貸出取扱要領

1 目的

福岡市の食品ロス削減の取組みとして、企業や団体、地域で行うフードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、福岡市環境局ごみ減量推進課（以下、「ごみ減量推進課」という。）が保有するフードドライブ実施時に必要となる物品等の貸出しに関する必要事項を定めるもの。

2 貸出対象者

市内でフードドライブを実施しようとする市内に所在する企業及び市内で活動する団体とする。ただし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する法人又は団体は、貸出しの対象としない。

3 貸出物品・個数

- (1) 食品回収ボックス（設置用）・最大3台
- (2) 食品回収ボックス（運搬用）・最大5台
- (3) のぼり旗（ポールなし）・最大3枚
- (4) タペストリー・最大1台
- (5) 告知用チラシデータ

4 貸出料

貸出料は、無料とする。

5 貸出期間・受付

貸出期間は、1か月以内とする。

ただし、物品に制限があるため、予約状況に応じて、個数・期間の調整ができるものとする。また、市が特別な事業があると認めるときは、延長することができる。

受付は、開庁日9:30~17:00で窓口・電話・メール・FAXとし、7日前までとする。

6 貸出・返却場所

貸出・返却は、ごみ減量推進課窓口（福岡市中央区天神1丁目8番1号）にて行うものとする。

7 貸出・返却手続き

- (1) 申請者は、事前に電話等で物品の貸出状況を確認の上、フードドライブ物品等貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、貸出希望日の7日前までに、ごみ減量推進課へ提出すること。
- (2) 申請された内容をごみ減量推進課にて精査し、適当と認められた場合は、フードドライブ物品貸出決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知、物品の貸出を行う。
- (3) 申請者は、フードドライブ終了後、速やかに物品の返却及びフードドライブ実施報告書（様式第3号）を提出すること。返却においては、ごみ減量推進課による物品の状態確認を受けた上で返却すること。

8 貸出期間を過ぎても返却がない場合等の対応

- (1) 貸出期間が過ぎても返却がない場合は、職員は速やかに物品管理者（課長）に報告するとともに、申請者へ早急に返却するように連絡するものとする。また、貸出期限を1週間過ぎても連絡がない場合は、申請者団体を訪問等すること。
- (2) 申請者は、毀損・亡失・盗難が明らかとなった場合は、直ちにごみ減量推進課長へ報告をすること。ただし、通常の使用による破損等の場合を除く。

9 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守すること

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損又は紛失しないように注意すること。
- (3) 物品の形状を変え、又は改造しないこと。

- (4) 物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (5) 告知用チラシデータは、必要入力事項以外は改変しないこと。
また、当該申請の目的以外に使用しないこと。
- (6) 回収した食品は、フードバンク団体等へ無償で提供すること。

10 福岡市の免責

市は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

11 その他

この要領に定めるもののほか、物品の貸出しに関して必要な事項は、ごみ減量推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。